

VIII 教員組織

1-1 全学の教員組織

2013(平成25)年5月1日現在
(表19)

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数								備考		
		教授		准教授		講師		助教		計	助手	
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)			
神学部	神学科	6	0	1	0	1	0	0	0	8	0	-
	神学部 計	6	0	1	0	1	0	0	0	8	0	-
文学部	英文学科	8	1	4	0	0	0	0	0	12	1	-
	外国語学科	19	2	3	0	0	0	0	0	22	2	-
	文学部 計	27	3	7	0	0	0	0	0	34	3	-
商学部	商学科	9	0	3	0	1	0	0	0	13	0	-
	経営学科	7	0	6	0	0	0	0	0	13	0	-
	商学部 計	16	0	9	0	1	0	0	0	26	0	-
経済学部	経済学科	10	1	6	0	1	0	0	0	17	1	-
	国際経済学科	9	1	2	0	1	0	0	0	12	1	-
	経済学部 計	19	2	8	0	2	0	0	0	29	2	-
法学部	法律学科	10	0	6	0	2	0	0	0	18	0	-
	国際関係法学科	6	0	5	0	0	0	0	0	11	0	-
	法学部 計	16	0	11	0	2	0	0	0	29	0	-
人間科学部	児童教育学科	17	0	1	0	1	0	0	0	19	0	-
	社会福祉学科	10	1	4	0	0	0	0	0	14	1	-
	心理学科	4	0	1	0	3	0	0	0	8	0	-
	人間科学部 計	31	1	6	0	4	0	0	0	41	1	-
国際文化学部	国際文化学科	15	1	10	0	0	0	0	0	25	1	-
	国際文化学部 計	15	1	10	0	0	0	0	0	25	1	-

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数										備考	
		教授		准教授		講師		助教		計			
			特任等(内数)		特任等(内数)		特任等(内数)		特任等(内数)		特任等(内数)		
法学研究科	法律学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	法学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
経営学研究科	経営学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	経営学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
文学研究科	英文学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	フランス文学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	文学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
経済学研究科	経済学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	経済学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
神学研究科	神学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	神学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
人間科学研究科	人間科学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	人間科学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際文化研究科	国際文化専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	国際文化研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法務研究科(専門職)	法曹養成専攻	11	6	1	0	0	0	0	0	12	6	-	特任等:実務家教員:任期5年以内、再任妨げない、定年満70歳
	法務研究科 計	11	6	1	0	0	0	0	0	12	6	-	
(その他の組織)													
言語教育センター		-	-	-	-	-	-	6	6	6	6	-	外国语教員:契約期間3年以内、通算雇用期間5年の範囲内で更新可能
	合 計	141	13	53	0	10	0	6	6	210	19	-	

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載すること。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「(専門職)」と付記すること。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入すること（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国语科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入すること。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入すること。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないこと。